

随意契約理由書

件名	兵庫図書館油圧式エレベータ更新工事	
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本施設のエレベータ設備は平成5年(日本オーチス・エレベータ株式会社)に設置されたものである。</p> <p>本工事は補修部品の供給停止のため、既設の三方枠・乗場扉を残して油圧式エレベータから機械室レス式への更新を行うものである。</p> <p>既設の三方枠と乗場扉は隣接する壁と意匠的に統一された特注仕様となっている。三方枠と乗場扉は更新するエレベータと連動が必要で密接不可分の関係にあり、既存設備に著しい支障が生じる恐れがある更新を行うため、既設メーカーによる工事でなければ施工が不可能である。</p> <p>よって、機器製造メーカーの工事会社であり保守点検業務も行っている、上記請負人と随意契約を行うのが合理的である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課	(電話番号 078-322-5641)